

(2) 懲戒処分状況

(令和5年度)

種類	処分の内容	処分件数
免職	制裁として、職員の意に反してその職を失わせる処分	なし
停職	制裁として、一定期間職務に従事させない処分	なし
減給	一定期間、給料の一定割合を減額して支給する処分	なし
戒告	規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	なし

4 サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除を認めている例の概要

地方公務員法第35条の規定により職員は職務に専念する義務を有していますが、研修を受ける場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合等のときは、職務専念義務の免除を認めています。

(2) 営利企業等の従事制限の許可基準及び許可状況

職員が営利企業等に従事する場合には、地方公務員法第38条の規定に基づき任命権者の許可を得る必要がありますが、その場合の許可基準は、深浦町職員の営利企業等の従事制限に関する規則で定めています。

また、令和5年度中の許可状況については、次のとおりです。

区分	延べ人数(人)	主な従事内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の役員、顧問、評議員その他これらに準ずる地位を兼ねる場合	—	
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	3	農業、漁業
報酬を得て他の事業又は事務に従事する場合	60	消防団員、職員組合、猟友会員、自治会役員、競技審判員、講師、統計調査員等

5 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況

(令和5年度 単位:人)

区分	主な科目	修了者数
基本研修	新採用者研修、主事・技師研修、主査研修、管理者入門研修、市町村課長級研修	25
選択研修	ロジカルプレゼンテーション研修	1
庁内研修	メンタルヘルス研修、衛生委員会「衛生講話」、人事評価者研修	148
他の市町村との合同研修	五所川原圏域対話型研修会	1
計		175

(2) 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法では、職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならないこととされています。

職員の昇任、昇格、配置などを適切に行い、職員の能力や業績などをより適切に評価するため、人事評価制度を導入しています。

6 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況

職員に対する令和5年度の定期健康診断の実施状況については、次のとおりです。

検診の種類	検査項目	受診者数	備考
職員総合検診	胸部エックス線検査、尿検、血圧、心電図等	54人	人間ドック受診者を除く。
人間ドック	1日ドック	99人	
	脳ドック	29人	

(2) 公務災害及び通勤災害の発生状況

令和5年度における公務災害及び通勤災害の発生件数はありませんでした。

さらに詳しい内容は、町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.fukaura.lg.jp> トップページ>くらしの情報>行政情報>情報公開-人事

ク 特別職の給料・報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

町長や町議会議長など特別職の給料・報酬等は次のとおりです。

区分	給料月額等	期末手当
給料	町長	(令和5年度支給割合) 3.15月分
	副町長	
	教育長	
報酬	議長	(令和5年度支給割合) 3.15月分
	副議長	
	議員	

(2) 勤務時間の状況

令和6年4月1日における職員の通常の勤務時間は、次のとおりです。

開始時刻	終了時刻	休憩時間	勤務時間
8:15	17:00	12:00~13:00	7時間45分

(3) 休暇

職員の休暇には、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇がありますが、それらの取得状況については、次のとおりです。

① 年次休暇の取得状況 (R5.1.1~R5.12.31)

総付与日数A	総取得日数B	対象職員数C	平均取得日数 B/C	消化率 B/A
5,820日	1,910日	140人	13.64日	32.82%

・対象職員には、派遣職員、期間中に育児休業又は休職をした職員は含みません。

・取得は1日または1時間単位。7時間45分を1日に換算し、1時間未満は1時間として計算しています。

② 病気休暇の取得状況 (R5.1.1~R5.12.31)

取得者実人数	取得実績(延べ)	
	日数	時間数
38人	324日	33時間

③ 特別休暇の取得状況 (R5.1.1~R5.12.31)

種類	付与日数(概要)	取得者実人数(人)	取得実績(延べ)	
			日数(日)	時間数(時間)
結婚休暇	連続する5日以内	1	4	0
産前休暇	8週間(多胎妊娠は14週間)以内で申し出た期間	3	156	0
産後休暇	8週間まで	3	168	0
配偶者出産休暇	2日以内	3	6	0
服忌休暇	1日~連続10日	16	53	5
育児参加休暇	5日以内	1	4	0
子の看護休暇	5日以内	14	56	167
短期介護休暇	5日以内(要介護者2人以上の場合10日以内)	8	28	24
夏季休暇	4日以内	137	540	0
出勤困難休暇※	必要と認められる期間	15	76	0

※『出勤困難休暇』は、新型コロナウイルス感染予防のための出勤停止措置を含む(令和5年5月8日に第5類感染症へ移行されるまでの期間)

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

(令和5年度)

種類	処分の内容	処分件数
免職	職員の意に反してその職を失わせる処分	なし
降任	現に有している職より下位の職に任命する処分	なし
休職	職を保有させたまま一定期間職務に従事させない処分	1
降給	現在の給料の額より低い額の給料に決定する処分	なし